

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 63 号	工事請負契約の締結について……………	5
議案第 64 号	工事請負契約の変更について……………	8
議案第 65 号	特定事業契約の変更について……………	11
議案第 66 号	不動産の取得について……………	13
議案第 67 号	不動産の処分について……………	14
議案第 68 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	16
議案第 69 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	17
議案第 70 号	下水道用地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	18
議案第 71 号	鎌倉市営住宅明渡等請求訴訟の提起について……………	19
議案第 72 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	21
議案第 73 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	23
議案第 74 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
議案第 75 号	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	27
議案第 76 号	鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
議案第 77 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
議案第 78 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について……………	92
議案第 79 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	98
議案第 80 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）……………	100
議案第 81 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 10 号）……………	110
議案第 82 号	令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	115
議案第 83 号	令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	118
議案第 84 号	令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	121
議案第 85 号	令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	123
議案第 86 号	令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	126

議案第 87 号	令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	129
議案第 88 号	令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	132
報告第 11 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	135

議案第 63 号

工事請負契約の締結について

本市は、城廻市有地擁壁補強工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 称 | 城廻市有地擁壁補強工事 |
| 2 | 工事施行位置 | 鎌倉市城廻283番 外 |
| 3 | 契 約 金 額 | 669,900,000円 |
| 4 | 契 約 者 | 鎌倉市笛田一丁目 3 番32号
株式会社現代建設
代表取締役 中 村 眞一郎 |

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	城廻市有地擁壁補強工事												
工 事 場 所	鎌倉市城廻283番 外												
請 負 代 金 額				¥	6	6	9	9	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	6	0	9	0	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的履行保証）												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社現代建設」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)1月14日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

受注者 鎌倉市笛田一丁目3番32号
株式会社現代建設
代表取締役 中 村 眞 一 郎

別表 1（第40条関係）

支払限度額
令和 6 年度 0 円
令和 7 年度 334,950,000 円
令和 8 年度 334,950,000 円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額
令和 6 年度 0 円
令和 7 年度 334,950,000 円
令和 8 年度 334,950,000 円

議案第 64 号

工事請負契約の変更について

さきに、令和 6 年 6 月定例会議案第 7 号をもって議決された鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について、次のとおり変更するものとする。

令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 374,440,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 10,096,900円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 384,536,900円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市材木座六丁目20番 先											
請 負 代 金 額	■増額			¥	1	0	0	9	6	9	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	9	1	7	9	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当 該通知書に記載のとおりとします。												

令和6年（2024年）6月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記の
 とおり変更し、この契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合
 意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)1月14日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号
 鎌倉土建株式会社
 代表取締役 菅尾 成彦

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
令和 5 年度	0 円
令和 6 年度	140,415,000円
令和 7 年度	197,316,900円
令和 8 年度	46,805,000円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
令和 5 年度	0 円
令和 6 年度	140,415,000円
令和 7 年度	197,316,900円
令和 8 年度	46,805,000円

議案第 65 号

特定事業契約の変更について

鎌倉市営住宅集約化事業について、次のとおり特定事業契約の変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 事業名 鎌倉市営住宅集約化事業

2 契約相手方 東京都港区芝四丁目 8 番 2 号
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 辻 井 靖

東京都文京区本郷一丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング&プランニング
東京支店
支店長 小 倉 啓 太

神奈川県横須賀市久里浜二丁目 2 番 3 号
ウスイホーム株式会社
代表取締役社長 木 部 浩 一

3 変更内容 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
10,123,520,000円	2,114,002,000円	12,237,522,000円

4 提案理由

市営住宅集約化事業に係る特定事業契約について、土壌汚染対策工事、物価上昇による支払い対価の改定等に伴う変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出するもの。

「参考」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(地方公共団体の議会の議決)

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の左欄(原文では上欄)に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表右欄(原文では下欄)に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選 定事業者が建設する同条第一 項に規定する公共施設等(地 方公共団体の経営する企業で 地方公営企業法(昭和 27 年法 律第 292 号)第 40 条第 1 項の 規定の適用があるものの業務 に関するものを除く。)の買入 れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に 規定する指定都市(以下この 表において「指定都市」とい う。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
	町村	50,000

議案第 66 号

不動産の取得について

公共施設再編事業用地を次のとおり取得するものとする。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	取得面積
鎌倉市台二丁目285番2先	93.50㎡

2 取得価格 1,252,900円

3 所有者 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社

議案第 67 号

不 動 産 の 処 分 に つ い て

市有地について、次のとおり売却するものである。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 売 却 土 地

所 在 地 番	地 目	売 却 面 積
鎌倉市今泉四丁目645番7 外26筆	雑種地	7,864.83㎡

（別紙一覧表のとおり）

2 売 却 価 格 36,733,000円

3 売却契約者 鎌倉市今泉五丁目1026番
株式会社朝日インターナショナル

別紙

	所在及び地番	地 目	面積(公簿)	面積(実測)
1	鎌倉市今泉四丁目645番7	雑種地	575m ²	575.54m ²
2	鎌倉市今泉四丁目685番5	雑種地	134m ²	134.56m ²
3	鎌倉市今泉四丁目665番13	雑種地	97m ²	97.56m ²
4	鎌倉市今泉四丁目665番14	雑種地	87m ²	87.51m ²
5	鎌倉市今泉四丁目665番15	雑種地	34m ²	34.31m ²
6	鎌倉市今泉五丁目708番6	雑種地	79m ²	79.00m ²
7	鎌倉市今泉五丁目708番7	雑種地	99m ²	99.16m ²
8	鎌倉市今泉五丁目743番3	雑種地	336m ²	336.31m ²
9	鎌倉市今泉五丁目743番4	雑種地	597m ²	597.18m ²
10	鎌倉市今泉五丁目743番5	雑種地	457m ²	457.76m ²
11	鎌倉市今泉五丁目788番9	雑種地	165m ²	165.52m ²
12	鎌倉市今泉五丁目807番3	雑種地	979m ²	979.00m ²
13	鎌倉市今泉五丁目1010番2	雑種地	180m ²	180.98m ²
14	鎌倉市今泉五丁目727番6	雑種地	13m ²	13.31m ²
15	鎌倉市今泉五丁目743番6	雑種地	24m ²	24.97m ²
16	鎌倉市今泉五丁目876番3	雑種地	95m ²	95.66m ²
17	鎌倉市今泉五丁目885番3	雑種地	23m ²	23.29m ²
18	鎌倉市今泉五丁目1030番7	雑種地	257m ²	257.73m ²
19	鎌倉市今泉五丁目807番4	雑種地	1337m ²	1337.46m ²
20	鎌倉市今泉四丁目685番6	雑種地	398m ²	398.15m ²
21	鎌倉市今泉四丁目665番16	雑種地	714m ²	714.00m ²
22	鎌倉市今泉五丁目716番3	雑種地	544m ²	544.69m ²
23	鎌倉市今泉四丁目609番13	雑種地	196m ²	196.07m ²
24	鎌倉市今泉四丁目665番17	雑種地	170m ²	170.65m ²
25	鎌倉市今泉五丁目879番51	雑種地	12m ²	12.13m ²
26	鎌倉市今泉四丁目609番14	雑種地	132m ²	132.77m ²
27	鎌倉市今泉五丁目876番4	雑種地	119m ²	119.56m ²
		合 計		7,864.83m ²

議案第 68 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 6 年（2024 年）4 月 9 日、XXXXXXXXXXで発生した
緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 510,400 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
東京海上日動火災保険株式会社 |

議案第 69 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 6 年（2024 年）9 月 3 日、[REDACTED]で発生した
緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 420,986 円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第 70 号

下水道用地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和6年（2024年）6月18日、鎌倉市常盤で発生した下水道用地の管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 379,500円 |
|---|--------|----------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 71 号

鎌倉市営住宅明渡等請求訴訟の提起について

市営深沢住宅明渡等請求訴訟の提起につき、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌 倉 市

被告

2 訴訟提起の理由

市営深沢住宅 [] の入居者であった []（以下「元入居者」という。）は、平成 3 年 6 月 1 日から当該住宅に入居していたが、令和元年及び令和 2 年の収入が公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に定める基準を上回っていたため、公営住宅法第 29 条第 1 項に基づき、令和 4 年 2 月に高額所得者認定を行い、同年 8 月 23 日付けで鎌倉市営住宅条例第 31 条に基づき、令和 5 年 2 月 28 日を期限とする明渡請求を行った。

その後、元入居者及び同居者は退去したものの、元入居者からの鍵の返却が未了であり、また、居室内に残置物があることから、複数回にわたり元入居者に対し残置物の撤去を求めたが、現在に至るまで元入居者が対応することはなく、明渡しは完了していな

い。

このことから、市営住宅の明渡し及び令和５年３月１日から明渡し済みまでの鎌倉市営住宅条例第33条第２項に基づく金銭の支払いを求める訴訟を提起するものである。

３ 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとする。

議案第 72 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
の支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{225}{100}$ 」を「 $\frac{235}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{235}{100}$ 」を「 $\frac{230}{100}$ 」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年11月1日から適用する。

（内払）

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により令和6年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 73 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の
賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づ
く債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定
める。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年2月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 74 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当の支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{192.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{192.5}{100}$ 」を「 $\frac{187.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により令和6年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 75 号

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告等の内容を踏まえ、給与の改定等を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「職員」の次に「(規則で定める職員を除く。)」を加える。

第17条第2項中「 $\frac{122.5}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{122.5}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{68.75}{100}$ 」を「 $\frac{71.25}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に、「 $\frac{122.5}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{48.75}{100}$ 」を「 $\frac{51.25}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	475,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700	

90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	417, 000
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	417, 300
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	417, 500
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	417, 700
94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500	
95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800	
96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000	
97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200	
98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500	
99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800	
100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000	
101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200	
102		301, 900	350, 200	389, 800		
103		302, 200	350, 600	390, 200		
104		302, 500	351, 000	390, 600		
105		302, 700	351, 500	390, 900		
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			
114		305, 300	355, 100			
115		305, 600	355, 400			
116		306, 000	355, 700			
117		306, 200	356, 200			
118		306, 400	356, 600			
119		306, 700	356, 900			
120		307, 000	357, 200			
121		307, 400	357, 700			
122		307, 600	358, 100			
123		307, 900	358, 400			
124		308, 200	358, 700			
125		308, 500	359, 200			
126			359, 600			
127			359, 900			
128			360, 200			
129			360, 700			
130			361, 100			
131			361, 400			
132			361, 700			
133			362, 200			
134			362, 600			
135			362, 900			
136			363, 200			

	137			363,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	253,200	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	175,800	227,700	230,000	245,100	287,300
	2	177,000	228,500	231,500	247,000	288,900
	3	178,300	229,300	233,000	248,900	290,400
	4	179,500	230,100	234,500	250,800	291,900
	5	180,600	230,800	236,000	252,700	293,400
	6	181,800	231,600	237,500	254,600	294,900
	7	183,100	232,400	239,000	256,500	296,300
	8	184,400	233,200	240,500	258,400	297,600
	9	185,700	234,000	242,000	260,300	298,800
	10	187,400	234,700	243,400	262,200	300,300
	11	189,100	235,400	244,800	264,100	301,800
	12	190,800	236,100	246,200	266,000	303,200
	13	192,500	236,800	247,400	267,900	304,600
	14	194,200	237,400	248,600	269,800	305,700
	15	195,800	238,000	249,800	271,700	306,700
	16	197,400	238,600	251,000	273,600	307,900
	17	199,000	244,600	252,100	275,500	309,100
	18	200,500	245,400	253,200	277,400	310,700
	19	202,000	246,200	254,300	279,300	312,300
	20	203,500	246,900	255,400	281,200	313,900
	21	205,000	247,600	261,300	283,100	315,400
	22	206,500	248,700	262,300	285,000	317,000
	23	208,000	249,700	263,300	286,900	318,600
	24	209,500	250,700	264,300	288,800	320,200
	25	211,000	251,700	265,300	290,700	321,700
	26	212,400	252,900	266,300	292,600	323,400
	27	213,800	254,000	267,300	294,500	325,000
	28	215,200	255,000	268,300	296,400	326,600
	29	216,600	256,100	269,300	298,300	328,000
	30	217,700	257,100	270,300	300,100	329,700
	31	218,800	258,000	271,300	301,700	331,400
	32	219,900	258,500	272,300	303,300	333,000
	33	227,700	259,100	273,300	304,500	334,200
	34	228,500	259,500	274,300	305,500	336,100
	35	229,300	259,900	275,300	306,400	337,800
	36	230,100	260,400	276,400	307,200	339,400
	37	230,800	260,900	277,400	308,100	340,900
	38	231,600	261,400	278,700	309,500	342,500
	39	232,400	261,900	280,000	310,800	344,100
	40	233,200	262,500	281,200	312,000	345,700
	41	234,000	263,300	282,500	313,000	347,400
	42	234,700	263,900	283,800	314,200	349,200
	43	235,400	264,500	285,000	315,400	351,000
	44	236,100	265,300	286,200	316,500	352,800

45	236,800	266,100	287,300	317,600	354,300
46	237,400	266,800	288,500	318,700	355,700
47	238,000	267,400	289,800	319,800	357,100
48	238,600	268,200	291,100	320,900	358,500
49	239,200	269,000	294,200	321,900	360,000
50	239,800	269,700	293,400	323,000	360,800
51	240,400	270,400	294,400	324,100	361,800
52	240,900	271,100	295,500	325,200	362,800
53	241,400	271,800	296,600	326,200	363,700
54	241,900	272,500	297,800	327,300	364,800
55	242,400	273,200	298,900	328,400	365,700
56	242,900	273,900	300,100	329,400	366,700
57	243,400	274,600	301,300	330,400	367,600
58	243,900	275,300	302,600	331,400	368,300
59	244,300	275,900	303,900	332,400	369,000
60	244,800	276,500	305,200	333,400	369,600
61	245,400	277,000	306,500	334,400	370,000
62	245,900	277,500	307,800	335,300	370,600
63	246,400	278,000	309,100	336,400	371,300
64	246,800	278,500	310,400	337,400	372,000
65	247,200	279,000	311,700	338,400	372,300
66	247,700	279,500	313,000	339,400	373,000
67	248,200	280,000	314,300	340,400	373,700
68	248,600	280,400	315,400	341,300	374,300
69	249,000	280,800	316,300	342,200	374,600
70	249,500	281,300	317,600	343,100	375,100
71	250,000	281,700	318,900	344,000	375,700
72	250,400	282,200	320,200	344,900	376,300
73	250,800	282,600	321,400	345,800	376,600
74	251,300	283,100	322,700	346,800	377,200
75	251,800	283,600	323,900	347,800	377,900
76	252,200	284,100	325,100	348,700	378,500
77	252,600	284,600	326,400	349,600	378,900
78	253,000	285,200	327,500	350,500	379,400
79	253,400	285,800	328,600	351,400	380,000
80	253,800	286,400	329,700	352,200	380,500
81	254,200	287,000	330,400	353,000	381,000
82	254,600	287,600	331,300	353,800	381,600
83	255,000	288,200	332,000	354,600	382,100
84	255,400	288,800	332,800	355,300	382,400
85	255,800	289,300	333,600	356,000	382,800
86	256,200		334,000	356,800	383,300
87	256,600		334,600	357,600	383,700
88	257,000		335,300	358,200	384,100
89	257,300		336,100	358,900	384,500
90			336,800	359,500	385,000
91			337,500	360,200	385,400
92			338,100	360,900	385,800
93			338,600	361,500	386,100
94			339,200	362,000	386,600

	95			339,700	362,500	387,000
	96			340,300	363,000	387,400
	97			340,600	363,400	387,700
	98			341,100	363,900	388,200
	99			341,500	364,400	388,600
	100			341,900	364,800	389,000
	101			342,300	365,300	389,300
	102			342,800	365,800	389,800
	103			343,300	366,300	390,200
	104			343,800	366,700	390,600
	105			344,100	367,200	390,900
	106			344,500	367,700	
	107			344,900	368,200	
	108			345,300	368,600	
	109			345,600	369,100	
	110			346,000	369,600	
	111			346,400	370,100	
	112			346,800	370,500	
	113			347,000	371,000	
	114			347,400	371,500	
	115			347,800	372,000	
	116			348,200	372,400	
	117			348,400	372,900	
	118			348,800	373,400	
	119			349,200	373,900	
	120			349,500	374,300	
	121			349,800	374,800	
	122			350,200		
	123			350,600		
	124			351,000		
	125			351,500		
	126			351,900		
	127			352,300		
	128			352,700		
	129			353,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	249,900	255,100	260,300	279,800

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、4,000円、前項第2号に該当する扶養親族については、1人につき12,200円、前項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,500円とする。

第16条の4第2項中「午前0時」を「午後10時」に改める。

第17条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{71.25}{100}$ 」を「 $\frac{70}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{51.25}{100}$ 」を「 $\frac{50}{100}$ 」に改める。

第17条の4中「及び第10条の3」を削る。

第3条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,500円とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{120}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{180}{100}$ 」に改める。

第5条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{180}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条）

号給	職種	一般職 1（定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員）	一般職 2（知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員）
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	183,500	230,000
	2	184,600	231,500
	3	185,800	233,000
	4	186,900	234,500
	5	188,000	236,000
	6	189,700	237,500
	7	191,300	239,000
	8	192,900	240,500
	9	194,500	242,000
	10	196,200	243,400
	11	197,800	244,800
	12	199,400	246,200
	13	201,000	247,400
	14	202,700	248,600
	15	204,400	249,800
	16	206,100	251,000
	17	207,400	252,100
	18	209,000	253,200
	19	210,600	254,300
	20	212,100	255,400
	21	213,600	256,400
	22	215,200	257,400
	23	216,800	258,400
	24	218,400	259,400
	25	220,000	260,400
	26	221,700	261,300
	27	223,000	262,200
	28	224,300	263,100
	29	225,600	263,900
	30	226,700	264,700
	31	227,800	265,500
	32	228,900	266,300
	33	230,000	267,000
	34	231,100	267,800
	35	232,200	268,600
	36	233,300	269,300
	37	234,400	270,000
	38	235,400	270,800
	39	236,400	271,600
	40	237,300	272,300
	41	238,200	273,000
	42	239,100	273,800

43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600

92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム
会計年度任用職員に適用する。

別表第 2（第 3 条）

職 種 給 号	技能労務職 1（業務に従事する職員）	技能労務職 2（技能経験を必要とする業務に従事する職員）
	給料月額	給料月額
	円	円
1	175,800	227,700
2	177,000	228,500
3	178,300	229,300
4	179,500	230,100
5	180,600	230,800
6	181,800	231,600
7	183,100	232,400
8	184,400	233,200
9	185,700	234,000
10	187,400	234,700
11	189,100	235,400
12	190,800	236,100
13	192,500	236,800
14	194,200	237,400
15	195,800	238,000
16	197,400	238,600
17	199,000	244,600
18	200,500	245,400
19	202,000	246,200
20	203,500	246,900
21	205,000	247,600
22	206,500	248,700
23	208,000	249,700
24	209,500	250,700
25	211,000	251,700
26	212,400	252,900
27	213,800	254,000
28	215,200	255,000
29	216,600	256,100
30	217,700	257,100
31	218,800	258,000
32	219,900	258,500
33	227,700	259,100
34	228,500	259,500
35	229,300	259,900
36	230,100	260,400
37	230,800	260,900
38	231,600	261,400
39	232,400	261,900
40	233,200	262,500
41	234,000	263,300
42	234,700	263,900

43	235,400	264,500
44	236,100	265,300
45	236,800	266,100
46	237,400	266,800
47	238,000	267,400
48	238,600	268,200
49	239,200	269,000
50	239,800	269,700
51	240,400	270,400
52	240,900	271,100
53	241,400	271,800
54	241,900	272,500
55	242,400	273,200
56	242,900	273,900
57	243,400	274,600
58	243,900	275,300
59	244,300	275,900
60	244,800	276,500
61	245,400	277,000
62	245,900	277,500
63	246,400	278,000
64	246,800	278,500
65	247,200	279,000
66	247,700	279,500
67	248,200	280,000
68	248,600	280,400
69	249,000	280,800
70	249,500	281,300
71	250,000	281,700
72	250,400	282,200
73	250,800	282,600
74	251,300	283,100
75	251,800	283,600
76	252,200	284,100
77	252,600	284,600
78	253,000	285,200
79	253,400	285,800
80	253,800	286,400
81	254,200	287,000
82	254,600	287,600
83	255,000	288,200
84	255,400	288,800
85	255,800	289,300
86	256,200	
87	256,600	
88	257,000	
89	257,300	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例別表第1及び別表第2の規定、第4条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条の規定並びに第6条の規定による改正後の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第4条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第6条の規定による改正前の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 76 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

退職手当について、自主降格等により生じる不利益を解消するため必要な改定を行うとともに、雇用保険法等の一部改正に伴う規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「。以下「平成26年給与改正条例」という。」を削る。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第10項中「の改定」の次に「(附則第12項において「給料月額7割措置」という。)」を加える。

附則第12項各号列記以外の部分中「鎌倉市職員の給与に関する条例附則第17項の規定」を「給料月額7割措置」に、「平成26年給与改正条例第1条の規定により」を「その者の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由により」に、「平成26年給与改正条例第1条の規定による」を「当該理由による」に、「(以下「平成26年9月減額前給料月額」を「のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」に改め、同項第1号中「平成26年9月減額前給料月額」を「特別特定減額前給料月額」に改め、同項第2号中「鎌倉市職員の給与に関する条例附則第17項の規定」を「給料月額7割措置」に改め、同号イ中「平成26年9月減額前給料月額」を「特別特定減額前給料月額」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第4号及び第14項並びに附則第7項の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する

就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 77 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い規定の整備を行うとともに、危険物の規制に関する事務等の手数料の規定を追加しようとするものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年 3 月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第 1 項第 1 号中

「		「	
区分ア	10,000円	区分ア	15,000円
同 イ	18,000円	同 イ	28,000円
同 ウ	28,000円	同 ウ	43,000円
同 エ	36,000円	同 エ	48,000円
同 オ	66,000円	同 オ	55,000円
同 カ	93,000円	同 カ	66,000円
同 キ	160,000円	同 キ	93,000円
同 ク	280,000円	同 ク	160,000円
同 ケ	370,000円	同 ケ	280,000円
同 コ	460,000円	同 コ	370,000円
同 サ	900,000円	同 サ	460,000円
		同 シ	900,000円
」		」	

同款第 5 項第 1 号中

「		「	
区分ア	16,000円	区分ア	24,000円
同 イ	19,000円	同 イ	30,000円
同 ウ	25,000円	同 ウ	39,000円
同 エ	34,000円	同 エ	44,000円
同 オ	58,000円	同 オ	53,000円
同 カ	78,000円	同 カ	58,000円
同 キ	120,000円	同 キ	78,000円
同 ク	190,000円	同 ク	120,000円
同 ケ	240,000円	同 ケ	190,000円
同 コ	300,000円	同 コ	240,000円
同 サ	610,000円	同 サ	300,000円
		同 シ	610,000円
」		」	

同款第 9 項第 1 号中

「		「	
区分ア	15,000円	区分ア	23,000円
同 イ	18,000円	同 イ	29,000円
同 ウ	24,000円	同 ウ	38,000円
同 エ	31,000円	同 エ	42,000円
同 オ	55,000円	同 オ	49,000円
同 カ	75,000円	同 カ	55,000円
同 キ	110,000円	同 キ	75,000円
同 ク	180,000円	同 ク	110,000円
		同 ケ	180,000円
」		」	

同 ケ 230,000円
同 コ 290,000円
同 サ 600,000円

同 コ 230,000円
同 サ 290,000円
同 シ 600,000円

同款第11項中

「
区分ア 15,000円
同 イ 18,000円
同 ウ 23,000円
同 エ 32,000円
同 オ 52,000円
同 カ 70,000円
同 キ 100,000円
同 ク 160,000円
同 ケ 210,000円
同 コ 260,000円
同 サ 530,000円
」

を

「
区分ア 24,000円
同 イ 28,000円
同 ウ 37,000円
同 エ 42,000円
同 オ 50,000円
同 カ 52,000円
同 キ 70,000円
同 ク 100,000円
同 ケ 160,000円
同 コ 210,000円
同 サ 260,000円
同 シ 530,000円
」

に改め、

同款第16項第1号中

「
区分ア 10,000円
同 イ 18,000円
同 ウ 28,000円
同 エ 36,000円
同 オ 66,000円
同 カ 93,000円
同 キ 160,000円
同 ク 280,000円
同 ケ 370,000円
同 コ 460,000円
同 サ 900,000円
」

を

「
区分ア 15,000円
同 イ 28,000円
同 ウ 43,000円
同 エ 48,000円
同 オ 55,000円
同 カ 66,000円
同 キ 93,000円
同 ク 160,000円
同 ケ 280,000円
同 コ 370,000円
同 サ 460,000円
同 シ 900,000円
」

に改め、

同款第20項第1号中

「
区分ア 16,000円
同 イ 19,000円
同 ウ 25,000円
同 エ 34,000円
同 オ 58,000円
同 カ 78,000円
」

を

「
区分ア 24,000円
同 イ 30,000円
同 ウ 39,000円
同 エ 44,000円
同 オ 53,000円
同 カ 58,000円
同 キ 78,000円
」

に改め、

同 キ 120,000円
同 ク 190,000円
同 ケ 240,000円
同 コ 300,000円
同 サ 610,000円

同 ク 120,000円
同 ケ 190,000円
同 コ 240,000円
同 サ 300,000円
同 シ 610,000円

同款第24項第1号中

「

区分ア 15,000円
同 イ 18,000円
同 ウ 24,000円
同 エ 31,000円
同 オ 55,000円
同 カ 75,000円
同 キ 110,000円
同 ク 180,000円
同 ケ 230,000円
同 コ 290,000円
同 サ 600,000円

を

「

区分ア 23,000円
同 イ 29,000円
同 ウ 38,000円
同 エ 42,000円
同 オ 49,000円
同 カ 55,000円
同 キ 75,000円
同 ク 110,000円
同 ケ 180,000円
同 コ 230,000円
同 サ 290,000円
同 シ 600,000円

に改め、

同款第26項中

「

区分ア 15,000円
同 イ 18,000円
同 ウ 23,000円
同 エ 32,000円
同 オ 52,000円
同 カ 70,000円
同 キ 100,000円
同 ク 160,000円
同 ケ 210,000円
同 コ 260,000円
同 サ 530,000円

を

「

区分ア 24,000円
同 イ 28,000円
同 ウ 37,000円
同 エ 42,000円
同 オ 50,000円
同 カ 52,000円
同 キ 70,000円
同 ク 100,000円
同 ケ 160,000円
同 コ 210,000円
同 サ 260,000円
同 シ 530,000円

に改め、

同款第87項各号列記以外の部分中「第99項」を「第98項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第1号中「第99項」を「第98項」に改め、同項第3号ア中「法第11条第1項」を「省令第1条第2項」に改め、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「法第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に、「第88項、第94項及び第96項」を「第90項、第96項及び第98項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を

加え、同号イを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

イ 住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

5,000平方メートル以上のもの 220,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第87項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合

次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

200平方メートル以上のもの 28,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第89項第1号ア中

「

「

区分ア	10,000円	区分ア	15,000円
同 イ	18,000円	同 イ	28,000円
同 ウ	28,000円	同 ウ	43,000円
同 エ	36,000円	同 エ	48,000円
同 オ	66,000円	同 オ	55,000円
		同 カ	66,000円

を

に改め、同号イ中「第

同 カ 93,000円
 同 キ 160,000円
 同 ク 280,000円
 同 ケ 370,000円
 同 コ 460,000円
 同 サ 900,000円

同 キ 93,000円
 同 ク 160,000円
 同 ケ 280,000円
 同 コ 370,000円
 同 サ 460,000円
 同 シ 900,000円

」
 85項、第86項、第88項又は第89項」を「第87項、第88項、第90項又は第91項」に改め、同款第90項第3号ア中「(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。)の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を削り、同号オ中「第87項第3号」を「第87項第4号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
 300平方メートル未
 満のもの 25,500円

300平方メートル
 以上2,000平方メー
 トル未満のもの
 43,000円

2,000平方メート
 ル以上5,000平方メ
 ートル未満のもの
 75,000円

5,000平方メート
 ル以上のもの
 110,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第90項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次のよ

うに加える。

- | | |
|--|--|
| (2) 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの
12,500円 |
|--|--|

200平方メートル以上のもの 14,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第92項中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項及び第12条第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

- | | |
|--|--|
| (1) 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下第98項までにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |
|--|--|

床面積の合計が200平方メートル未満のもの
25,000円

200平方メートル以上のもの 28,000円

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| (2) 一戸建ての住宅（前号に該当するものを除く。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |
|-------------------------------|------------------------------------|

床面積の合計が200平方メートル未満のもの
34,000円

200平方メートル以上のもの 38,000円

- | | |
|--------------|--|
| (3) 一の建築物の場合 | 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 |
|--------------|--|

ア 住宅部分（省令第1

条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

5,000平方メートル以上のもの 220,000円

イ 住宅部分(アに該当するものを除く。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円

5,000平方メートル以上のもの 280,000円

ウ 非住宅部分(省令第

1 条第 1 項第 1 号ロ
に適合するものとし
て申請された工場等
である場合) 次に掲
げる非住宅部分の床
面積の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金
額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 19,000円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
26,000円

1,000平方メー
トル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
38,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
95,000円

5,000平方メー
トル以上10,000平方メ
ートル未満のもの
140,000円

10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの
180,000円

25,000平方メー
トル以上のもの
220,000円

エ 非住宅部分(省令第
1 条第 1 項第 1 号ロ
以外の評価方法に適
合するものとして申
請された工場等であ
る場合) 次に掲げる
非住宅部分の床面積
の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未

満のもの 23,000円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
31,000円

1,000平方メー
トル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
43,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
100,000円

5,000平方メー
トル以上10,000平方メ
ートル未満のもの
150,000円

10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの
190,000円

25,000平方メー
トル以上のもの
230,000円

オ 非住宅部分(省令第
1条第1項第1号ロ
に適合するものとし
て申請されたウ以外
の場合) 次に掲げる
非住宅部分の床面積
の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 87,000円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
110,000円

1,000平方メー
トル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
150,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
370,000円

25,000平方メートル以上のもの
440,000円

カ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法に適合するものとして申請されたエ以外の場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
290,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
770,000円

25,000平方メートル以上のもの
870,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第93項中「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項及び第12条第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合

次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの
12,500円

200平方メートル以上のもの 14,000円

- (2) 一戸建ての住宅（前号に該当するものを除く。）の場合

次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの
17,000円

200平方メートル以上のもの 19,000円

- (3) 一の建築物の場合

当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）
次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未満
のもの 25,500円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
43,000円

2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
75,000円

5,000平方メート
ル以上のもの
110,000円

イ 住宅部分(アに該当
するものを除く。)
次に掲げる住宅部分
の床面積の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 34,500円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
60,000円

2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
100,000円

5,000平方メート
ル以上のもの
140,000円

ウ 非住宅部分(省令第
1条第1項第1号ロ
に適合するものとし
て申請された工場等
である場合) 次に掲
げる非住宅部分の床
面積の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金
額

床面積の合計が

300平方メートル未
満のもの 9,500円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
13,000円

1,000平方メート
ル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
19,000円

2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
47,500円

5,000平方メート
ル以上10,000平方メ
ートル未満のもの
70,000円

10,000平方メート
ル以上25,000平方メ
ートル未満のもの
90,000円

25,000平方メート
ル以上のもの
110,000円

エ 非住宅部分(省令第
1条第1項第1号ロ
以外の評価方法に適
合するものとして申
請された工場等であ
る場合) 次に掲げる
非住宅部分の床面積
の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 11,500円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
15,500円

1,000平方メート
ル以上2,000平方メ
ートル未満のもの

21,500円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
50,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
75,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
95,000円

25,000平方メートル以上のもの
115,000円

オ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請されたウ以外の場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
55,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
75,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
120,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
155,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
185,000円

25,000平方メートル以上のもの
220,000円

カ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法に適合するものとして申請されたエ以外の場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 115,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
145,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
185,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
265,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
325,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
385,000円

25,000平方メートル以上のもの
435,000円

キ 新たに追加する住

宅部分又は非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額
 (この場合において、同項中「床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下第98項までにおいて同じ。)」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)

別表市長の部都市景観部関係の款第94項中「第11条」を「第13条」に、「同規則第3条(同規則第7条第2項)」を「同令第5条(同令第9条第2項)」に改め、同項各号を次のように改める。

- | | |
|--|--|
| (1) 一戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<div style="margin-left: 20px;"> 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円

 200平方メートル以上のもの 14,000円 </div> |
| (2) 一戸建ての住宅(前号に該当するものを除く。)の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<div style="margin-left: 20px;"> 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

 200平方メートル以上のもの 19,000円 </div> |
| (3) 一の建築物の場合 | 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合す |

るものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 25,500円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
43,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
75,000円

5,000平方メー
トル以上のもの
110,000円

イ 住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 34,500円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
60,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
100,000円

5,000平方メー
トル以上のもの
140,000円

ウ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された工場等

である場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 9,500円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
13,000円

1,000平方メート
ル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
19,000円

2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
47,500円

5,000平方メート
ル以上10,000平方メ
ートル未満のもの
70,000円

10,000平方メート
ル以上25,000平方メ
ートル未満のもの
90,000円

25,000平方メート
ル以上のもの
110,000円

エ 非住宅部分(省令第
1条第1項第1号ロ
以外の評価方法に適
合するものとして申
請された工場等であ
る場合) 次に掲げる
非住宅部分の床面積
の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 11,500円

300平方メートル

以上1,000平方メートル未満のもの
15,500円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
21,500円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
50,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
75,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
95,000円

25,000平方メートル以上のもの
115,000円

オ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請されたウ以外の場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
55,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
75,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

120,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
155,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
185,000円

25,000平方メートル以上のもの
220,000円

カ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法に適合するものとして申請されたエ以外の場合) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 115,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
145,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
185,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
265,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
325,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

385,000円

25,000平方メートル以上のもの
435,000円

キ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 第92項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下第98項までにおいて同じ。）」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

別表市長の部都市景観部関係の款第95項中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項又は第2項及び第12条第2項又は第3項」に、「及び当該判定を受けたとみなすものとして規則で定める建築物」を「（法その他の法律の規定により法第11条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を含む。）」に改め、「（それぞれ非住宅部分に係るものに限る。）」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、14,000円を加えた金額

ア 第5項第1号に規定する検査 同号の規定により算定した金額

イ 第6項に規定する検査 同項の規定により算定した金額

ウ 第9項第1号に規定する検査 同号の規定により算定した金額

エ 第10項に規定する検査 同項の規定により算定した金額

オ 第20項第1号に規定する検査 同号の規定

により算定した金額

カ 第21項に規定する検査 同項の規定により算定した金額

キ 第24項第1号に規定する検査 同号の規定により算定した金額

ク 第25項に規定する検査 同項の規定により算定した金額

(2) 一の建築物の場合

当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分 それぞれ次に定める金額

(7) 第5項第1号に規定する検査の場合 次に掲げる金額を合算した金額

a 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未満のもの 21,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
35,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
67,000円

5,000平方メートル以上のもの
100,000円

b 第5項第1号の規定により算出し

た金額

- (イ) 第6項に規定する検査の場合 同項の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ロ) 第9項第1号に規定する検査の場合 同号の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ハ) 第10項に規定する検査の場合 同項の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ニ) 第20項第1号に規定する検査の場合 同号の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ホ) 第21項に規定する検査の場合 同項の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ヘ) 第24項第1号に規定する検査の場合 同号の規定により算定した金額に(7) a の規定により算定した金額を合算した金額
- (ロ) 第25項に規定する検査の場合 同項の規定により算定した金額に(7) a

の規定により算定
した金額を合算し
た金額

イ 非住宅部分（建築物
の用途が工場等である
場合） 次に掲げる検
査の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額
に、19,000円を加えた
金額

(7) 第5項第1号に
規定する検査 同
号の規定により算
定した金額

(4) 第6項に規定す
る検査 同項の規
定により算定した
金額

(9) 第9項第1号に
規定する検査 同
号の規定により算
定した金額

(10) 第10項に規定す
る検査 同項の規
定により算定した
金額

(20) 第20項第1号に
規定する検査 同
号の規定により算
定した金額

(21) 第21項に規定す
る検査 同項の規
定により算定した
金額

(24) 第24項第1号に
規定する検査 同
号の規定により算
定した金額

(25) 第25項に規定す
る検査 同項の規
定により算定した
金額

ウ 非住宅部分（イ以外
の場合） それぞれ次

に定める金額

(7) 第5項第1号に
規定する検査の場
合 次に掲げる金
額を合算した金額

a 次に掲げる床面
積（工場等の部分
を除く。）の区分に
応じ、それぞれ次
に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 19,000
円

300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの
26,000円

1,000平方メー
トル以上2,000平方メ
ートル未満のもの
38,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
95,000円

5,000平方メー
トル以上10,000平方
メートル未満のも
の 140,000円

10,000平方メー
トル以上25,000平
方メートル未満の
もの 180,000円

25,000平方メー
トル以上のもの
220,000円

b 第5項第1号の
規定により算定し
た金額

(i) 第6項に規定す
る検査の場合 同
項の規定により算

定した金額に(7)a
の規定により算定
した金額を合算し
た金額

(7) 第9項第1号に
規定する検査の場
合 同号の規定に
より算定した金額
に(7)aの規定によ
り算定した金額を
合算した金額

(エ) 第10項に規定す
る検査の場合 同
項の規定により算
定した金額に(7)a
の規定により算定
した金額を合算し
た金額

(オ) 第20項第1号に
規定する検査の場
合 同号の規定に
より算定した金額
に(7)aの規定によ
り算定した金額を
合算した金額

(カ) 第21項に規定す
る検査の場合 同
項の規定により算
定した金額に(7)a
の規定により算定
した金額を合算し
た金額

(キ) 第24項第1号に
規定する検査の場
合 同号の規定に
より算定した金額
に(7)aの規定によ
り算定した金額を
合算した金額

(ク) 第25項に規定す
る検査の場合 同
項の規定により算
定した金額に(7)a
の規定により算定
した金額を合算し
た金額

別表市長の部都市景観部関係の款第96項中「第34条第1項」を「第29条第1

項」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項第2号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 51,000
円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
86,000円

2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
150,000円

5,000平方メー
トル以上のもの
220,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第96項第2号ウを同号エとし、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(省
令第10条第2号イ(1)及
びロ(2)又は同号イ(2)及

びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

200平方メートル以上のもの 28,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第97項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第1項又は第36条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改め、同項第1号ア中

「		「	
区分ア	10,000円	区分ア	15,000円
同 イ	18,000円	同 イ	28,000円
同 ウ	28,000円	同 ウ	43,000円
同 エ	36,000円	同 エ	48,000円
同 オ	66,000円	同 オ	55,000円
同 カ	93,000円	同 カ	66,000円
同 キ	160,000円	同 キ	93,000円
同 ク	280,000円	同 ク	160,000円
同 ケ	370,000円	同 ケ	280,000円
同 コ	460,000円	同 コ	370,000円
同 サ	900,000円	同 サ	460,000円
		同 シ	900,000円
」		」	

別表市長の部都市景観部関係の款第98項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項第2号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ウ)」の次に「及び(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合

するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 25,500
円

300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの
43,000円

2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
75,000円

5,000平方メート
ル以上のもの
110,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第98項第2号ウを同号エとし、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200
平方メートル未満の
もの 12,500円

200平方メートル以
上のもの 14,000円

別表市長の部都市景観部関係の款中第99項を削り、第100項を第99項とし、同款第101項中「第110項」を「第109項」に改め、同項を同款第100項とし、同款中第102項を第101項とし、第103項から第110項までを1項ずつ繰り上げ、同款第111項中「第118項」を「第117項」に改め、同項を同款第110項とし、同款中

第112項を第111項とし、第113項から第124項までを1項ずつ繰り上げる。

別表市長の部に次のように加える。

消防本部関係

- | | | |
|--|---------------------------|---|
| 1 消防法(昭和23年法律第186号。以下第17項までにおいて「法」という。)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査 | 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は取扱承認申請手数料 | 5,400円 |
| 2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 | 製造所設置許可申請手数料 | 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円

指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円

指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円

指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円

指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円 |
| 3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | 貯蔵所設置許可申請手数料 | |
| | (1) 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数が10以下のもの 20,000円

指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 26,000円

指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 39,000円

指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 52,000円

指定数量の倍数が200を超えるもの 66,000円 |

- (2) 屋外タンク貯蔵所 (特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
- 指定数量の倍数が100以下のもの 20,000円
- 指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの 26,000円
- 指定数量の倍数が10,000を超えるもの 39,000円
- (3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
- 570,000円
- (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。この号及び第6項において「府令」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有する特定屋外タンク貯蔵所(次号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち府令第22条の2第1号ハに定める構造を有する特定屋外タンク貯蔵所(次号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
- 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 880,000円
- 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1,070,000円
- 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1,200,000円
- 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,520,000円
- 危険物の貯蔵最大数量100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,780,000円
- 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 4,070,000円
- 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

5,340,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上のもの 6,490,000
円

- (5) 浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所
- 危険物の貯蔵最大数量
が1,000キロリットル以
上5,000キロリットル未
満のもの 1,450,000円

危険物の貯蔵最大数量
が5,000キロリットル以
上10,000キロリットル未
満のもの 1,720,000円

危険物の貯蔵最大数量
が10,000キロリットル以
上50,000キロリットル未
満のもの 1,920,000円

危険物の貯蔵最大数量
が50,000キロリットル以
上100,000キロリットル
未満のもの 2,360,000
円

危険物の貯蔵最大数量
が100,000キロリットル
以上200,000キロリット
ル未満のもの
2,740,000円

危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル
以上300,000キロリット
ル未満のもの
5,640,000円

危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル
以上400,000キロリット
ル未満のもの
7,240,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上のもの 8,790,000
円

- (6) 岩盤タンクに係
る屋外タンク貯蔵
所
- 危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
未満のもの 5,930,000

円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上500,000キロリット
ル未満のもの
7,470,000円

危険物の貯蔵最大数量
が500,000キロリットル
以上のもの 10,900,000
円

(7) 屋内タンク貯蔵所 26,000円

(8) 地下タンク貯蔵所 指定数量の倍数が100
以下のもの 26,000円

指定数量の倍数が100
を超えるもの 39,000円

(9) 簡易タンク貯蔵所 13,000円

(10) 移動タンク貯蔵所 26,000円
(次号に規定する移動
タンク貯蔵所を除
く。)

(11) 積載式移動タンク 39,000円
貯蔵所又は航空機若
しくは船舶の燃料タ
ンクに直接給油する
ための給油設備を備
えた移動タンク貯蔵
所

(12) 屋外貯蔵所 13,000円

4 法第11条第1項前段の規定
に基づく取扱所の設置の許可
の申請に対する審査

取扱所設置許可申請手
数料

(1) 給油取扱所(屋内給
油取扱所を除く。) 52,000円

(2) 屋内給油取扱所 66,000円

(3) 第1種販売取扱所 26,000円

(4) 第2種販売取扱所 33,000円

(5) 移送取扱所 ア 危険物を移送するた
めの配管の延長(当該

配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものの。以下この項及び第17項において同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)
21,000円

イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの
87,000円

ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加算した額

(6) 一般取扱所

指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円

指定数量の倍数が10を超え50以下のもの
52,000円

指定数量の倍数が50を超え100以下のもの
66,000円

指定数量の倍数が100を超え200以下のもの
77,000円

指定数量の倍数が200
を超えるもの 92,000円

- | | | | |
|---|---|-------------------------|---|
| 5 | 法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 | 製造所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料 | 第2項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 |
| 6 | 法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 | 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料 | 第3項各号に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（府令第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク（府令第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備（府令第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。）（定置設備の地盤を含む。））の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合には、第3項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 |
| 7 | 法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 | 取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料 | 第4項各号に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 |
| 8 | 法第11条第5項の規定に基 | 製造所の設置許可に係 | 第2項に掲げる製造所の |

づく製造所の設置の許可に係る完成検査	る完成検査手数料	区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
9 法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	貯蔵所の設置許可に係る完成検査手数料	
	(1) 屋外タンク貯蔵所	第3項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
	(2) その他の貯蔵所	第3項各号に貯蔵所の掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
10 法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	取扱所の設置許可に係る完成検査手数料	第4項各号に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
11 法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	製造所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	第2項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
12 法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	貯蔵所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	
	(1) 屋外タンク貯蔵所	第3項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
	(2) その他の貯蔵所	第3項各号に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
13 法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	第4項各号に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
14 法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用承認申請手数料	5,400円

15 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可に係る完成検査前検査手数料
(1) 水張検査	容量10,000リットル以下のタンク 6,000円 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加算した額
(2) 水圧検査	容量600リットル以下のタンク 6,000円 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加算した額
(3) 基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 420,000円 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵

所 560,000円

危険物の貯蔵最大数量
が10,000キロリットル以
上50,000キロリットル未
満の特定屋外タンク貯蔵
所 730,000円

危険物の貯蔵最大数量
が50,000キロリットル以
上100,000キロリットル
未満の特定屋外タンク貯
蔵所 960,000円

危険物の貯蔵最大数量
が100,000キロリットル
以上200,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 1,090,000円

危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル
以上300,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 1,660,000円

危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル
以上400,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 1,900,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上の特定屋外タンク貯
蔵所 2,120,000円

(4) 溶接部検査

危険物の貯蔵最大数量
が1,000キロリットル以
上5,000キロリットル未
満の特定屋外タンク貯蔵
所 530,000円

危険物の貯蔵最大数量
が5,000キロリットル以
上10,000キロリットル未
満の特定屋外タンク貯蔵
所 680,000円

危険物の貯蔵最大数量
が10,000キロリットル以
上50,000キロリットル未
満の特定屋外タンク貯蔵
所 1,030,000円

危険物の貯蔵最大数量
が50,000キロリットル以
上100,000キロリットル
未満の特定屋外タンク貯
蔵所 1,410,000円

危険物の貯蔵最大数量
が100,000キロリットル
以上200,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 1,780,000円

危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル
以上300,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 3,430,000円

危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル
以上400,000キロリット
ル未満の特定屋外タンク
貯蔵所 4,190,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上の特定屋外タンク貯
蔵所 4,800,000円

(5) 岩盤タンク検査

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
未満の屋外タンク貯蔵所
9,320,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上500,000キロリット
ル未満の屋外タンク貯蔵
所 12,600,000円

危険物の貯蔵最大数量
が500,000キロリットル
以上の屋外タンク貯蔵所
17,300,000円

16 法第11条の2第1項の規定
に基づく製造所、貯蔵所又は
取扱所の位置、構造又は設備
の変更の許可に係る完成検査
前検査

製造所、貯蔵所又は取扱
所の位置、構造又は設備
の変更許可に係る完成
検査前検査手数料

(1) 水張検査

前項第1号に掲げるタン
クの区分に応じ、それぞ
れ当該手数料の額と同一

		の額
	(2) 水圧検査	前項第2号に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額
	(3) 基礎・地盤検査	前項第3号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
	(4) 溶接部検査	前項第4号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
	(5) 岩盤タンク検査	前項第5号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
17 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査手数料	
	(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 320,000円 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 460,000円 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 750,000円 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,020,000円 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,200,000円

ル未満のもの
1,300,000円

危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル
以上300,000キロリット
ル未満のもの
3,150,000円

危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル
以上400,000キロリット
ル未満のもの
3,870,000円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上のもの 4,460,000
円

(2) 岩盤タンクに係る 危険物の貯蔵最大数量
特定屋外タンク貯蔵 が1,000キロリットル以
所 上400,000キロリットル
未満のもの 2,690,000
円

危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル
以上500,000キロリット
ル未満のもの
3,230,000円

危険物の貯蔵最大数量
が500,000キロリットル
以上のもの 4,830,000
円

(3) 移送取扱所 ア 危険物を移送するた
めの配管に係る最大常
用圧力が0.95メガパス
カル以上であって、か
つ、危険物を移送する
ための配管の延長が7
キロメートル以上15キ
ロメートル以下のもの
70,000円

イ 危険物を移送するた
めの配管の延長が15キ
ロメートルを超えるも
の 70,000円に危険物
を移送するための配管
の延長が15キロメー
トル又は15キロメートル

に満たない端数を増す
ごとに17,000円を加算
した額

18 鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）第48条の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱うタンクの製造又は設置に関する当該タンクの検査

指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱うタンクの製造又は設置に係る検査手数料

- (1) 水張検査6,000円
- (2) 水圧検査

容量600リットル以下のタンク 6,000円

容量600リットルを超えるタンク 11,000円

別表備考1中「及びサ」を「、サ及びシ」に、

「

エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
キ	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
ク	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
ケ	10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
コ	30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
サ	50,000平方メートルを超えるもの

を

」

「

エ	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
オ	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
カ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
キ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
ク	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
ケ	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
コ	10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
サ	30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
シ	50,000平方メートルを超えるもの

に

改め、同表備考2中「第101項から第110項」を「第100項から第109項」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 市長の部消防本部関係の款各項に掲げる金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部都市景観部関係の款第87項第3号ウの改正規定（「第88項、第94項及び第96項」を「第90項、第96項及び第98項」に改める部分に限る。）、同款第89項第1号イの改正規定、同款第90項第3号アの改正規定、同部に次のように加える改正規定及び同表備考に次のように加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(火災予防条例の一部改正)

- 2 鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 危険物の規制に関する事務等に係る手数料(第50条の3)」を「第2節 削除」に改める。

第1条中「及び危険物の規制に関する事務等に係る手数料」を削る。

第6章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第50条の3 削除

別表第3を削る。

（調整規定）

- 3 この条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年12月条例第16号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

議案第 78 号

鎌倉市建築基準条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条中「ないもの」を「あるもの又は特定主要構造部が耐火構造であるものの以外のもの」に改める。

第17条第2項中「(主要構造部)」を「(特定主要構造部)」に改める。

第18条第2項中「その区画」を「その床又は壁により分離」に改める。

第20条に次の1項を加える。

- 5 第1項又は第2項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第24条第1項中「準耐火構造」の次に「とし、又は特定主要構造部を耐火構造」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第33条第2項、第34条第1項、第36条第4項及び第37条第2項中「主要構造部又は屋根を除く主要構造部」を「屋根を除く特定主要構造部」に改める。

第42条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第46条中「準耐火構造とし」の次に「、特定主要構造部を耐火構造とし」を加える。

第50条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第57条第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第59条第1項中「、第6条」を「第6条」に、「第22条」を「第22条第1項」に、「以内を増築又は改築については」を「を超えない増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第4項中「、第7条の規定の」を「第7条の規定の」に、「ときは」を「場合においては」に、「第3条第3項第3号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第3項中「、第6条」を「第6条、第7条」に、「第14条、第15条、第16条」を「第14条から第16条まで」に、「第22条」を「第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項」に改め、「第23条」の次に「、第24条第1項」を加え、「第42条」を「第42条（第5項を除く。）」に改め、「については」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第10項とし、同項の次に次の3項を加える。

11 法第3条第2項の規定により第13条又は第17条の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

12 法第3条第2項の規定により第49条（第3号を除く。）の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、法第3条第3項の規定にかかわらず、第49条（第3号を除く。）の規定は、適用しない。

13 第6項、第7項及び第8項の規定は、当該規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第6項、第7項及び第8項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

第59条第2項中「、第6条」を「第6条」に、「第22条」を「第22条第1項」に改め、「ときは」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第9項とし、同項の前に次の7項を加える。

2 法第3条第2項の規定により第15条（第31条第2項において準用する場合を含む。以下この項及び第6項において同じ。）、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第42条第4項の規定の適用を受けない

建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、法第3条第2項の規定により第15条、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第42条第4項の規定に適合すること。

(2) 工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。）の合計が50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により第13条、第17条、第20条第4項、第23条第2項、第28条、第30条第1項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条又は第42条第2項（第2号を除く。）の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第13条、第17条、第20条第4項、第23条第2項、第28条、第30条第1項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条又は第42条第2項（第2号を除く。）の規定に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。以下この条において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

- 4 法第3条第2項の規定により第18条、第30条第2項、第31条第1項第4号又は第36条の規定の適用を受けない建築物について、増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- 5 法第3条第2項の規定により第49条（第3号を除く。）の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第49条（第3号を除く。）は、適用しない。
- (1) 次のア及びイに該当するものであること。
- ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。
- イ 増築又は改築に係る部分が第49条（第3号を除く。）の規定に適合するものであること。
- (2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。
- 6 法第3条第2項の規定により第15条、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第42条第4項の規定の適用を受けない建築物であつて、当該建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。
- 7 法第3条第2項の規定により第17条、第20条第4項、第23条第2項、第28条、第30条第1項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条又は第42条第2項（第2号を除く。）の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第117条第2項各号に規定する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。
- 8 法第3条第2項の規定により第13条、第16条、第23条第1項又は第37条第4項（第4号及び第5号を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増

築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

第60条中「前条第4項第1号及び第2号」を「前条第14項第1号及び第2号」に改める。

第62条中「第11条から第23条まで」を「第11条から第19条まで、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

寺社等に設置する標識について国際基準の図式記号を用いるものに改めるとともに、防火管理者を定めない防火対象物の防火管理について規定を廃止するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の消防長が指定する区域には、見やすい箇所に「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した地を赤色、文字を白色とする標識を設けなければならない。ただし、標識の色は、消防長が景観への配慮が必要と判断した場合は、この限りでない。

第23条の2中第3項を第4項とし、同項の前に次のように加える。

- 3 前項に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている標識のうち、改正後の第23条の2第2項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 80 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 9 号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,370,738 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,799,238 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	市税	36,403,375	708,822	37,112,197
	5 市民税	18,369,400	554,565	18,923,965
	10 固定資産税	13,665,566	113,862	13,779,428
	15 軽自動車税	197,091	3,232	200,323
	20 市たばこ税	800,661	13,749	814,410
	30 都市計画税	3,370,657	23,414	3,394,071
10	地方譲与税	318,880	△10,778	308,102
	8 地方揮発油譲与税	72,500	△5,500	67,000
	10 自動車重量譲与税	223,000	△3,000	220,000
	20 森林環境譲与税	23,380	△2,278	21,102
15	利子割交付金	13,000	8,000	21,000
	5 利子割交付金	13,000	8,000	21,000
16	配当割交付金	284,000	66,000	350,000
	5 配当割交付金	284,000	66,000	350,000
18	法人事業税交付金	434,000	33,000	467,000
	5 法人事業税交付金	434,000	33,000	467,000
19	地方消費税交付金	4,057,000	155,000	4,212,000
	5 地方消費税交付金	4,057,000	155,000	4,212,000
31	環境性能割交付金	70,000	21,000	91,000
	5 環境性能割交付金	70,000	21,000	91,000
33	地方特例交付金	984,000	△55,912	928,088
	5 地方特例交付金	984,000	△55,912	928,088
35	地方交付税	34,000	△14,000	20,000
	5 地方交付税	34,000	△14,000	20,000
40	交通安全対策特別交付金	20,000	△3,000	17,000
	5 交通安全対策特別交付金	20,000	△3,000	17,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	1,203,018	△24,880	1,178,138
	5 使用料	385,864	120	385,984
	10 手数料	817,154	△25,000	792,154
55	国庫支出金	14,804,200	△302,851	14,501,349
	5 国庫負担金	8,981,401	249,228	9,230,629
	10 国庫補助金	5,759,259	△532,455	5,226,804
	15 委託金	63,540	△19,624	43,916
60	県支出金	4,957,768	△71,944	4,885,824
	5 県負担金	3,621,602	△29,519	3,592,083
	10 県補助金	913,357	△32,510	880,847
	15 委託金	422,809	△9,915	412,894
65	財産収入	560,822	41,498	602,320
	5 財産運用収入	128,020	4,529	132,549
	10 財産売却収入	432,802	36,969	469,771
70	寄附金	1,724,806	923,009	2,647,815
	5 寄附金	1,724,806	923,009	2,647,815
75	繰入金	5,422,925	△1,598,220	3,824,705
	5 基金繰入金	5,350,561	△1,711,018	3,639,543
	10 他会計繰入金	72,364	112,798	185,162
80	繰越金	763,052	2,135,030	2,898,082
	5 繰越金	763,052	2,135,030	2,898,082
85	諸収入	1,210,349	19,464	1,229,813
	5 延滞金加算金及び過料	60,835	△20,000	40,835
	25 雑入	812,364	39,464	851,828
90	市債	4,486,900	△658,500	3,828,400
	5 市債	4,486,900	△658,500	3,828,400

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	78,428,500	1,370,738	79,799,238

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	439,632	△1,054	438,578
	5 議会費	439,632	△1,054	438,578
10	総務費	8,296,361	2,747,793	11,044,154
	5 総務管理費	6,718,202	2,839,876	9,558,078
	10 徴税費	729,905	△4,082	725,823
	15 戸籍住民基本台帳費	636,713	△84,773	551,940
	20 選挙費	127,379	△5,303	122,076
	25 統計調査費	30,416	1,598	32,014
	30 監査委員費	53,746	477	54,223
15	民生費	33,646,676	104,879	33,751,555
	5 社会福祉費	17,784,900	△314,557	17,470,343
	10 児童福祉費	13,453,296	406,823	13,860,119
	15 生活保護費	2,407,295	12,613	2,419,908
20	衛生費	7,304,503	△164,399	7,140,104
	5 保健衛生費	2,197,015	△66,671	2,130,344
	10 清掃費	4,781,973	△91,771	4,690,202
	15 環境対策費	325,515	△5,957	319,558
25	労働費	89,681	3,652	93,333
	5 労働諸費	89,681	3,652	93,333
30	農林水産業費	160,827	△5,837	154,990
	5 農業水産業費	160,827	△5,837	154,990
35	商工費	458,509	446	458,955
	5 商工費	458,509	446	458,955
40	観光費	800,951	6,681	807,632
	5 観光費	800,951	6,681	807,632
45	土木費	10,531,121	△652,218	9,878,903

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,659,138	△3,665	1,655,473
	10 道路橋りょう費	1,346,677	△87,399	1,259,278
	15 河川費	248,644	△26	248,618
	20 都市計画費	5,157,532	△71,114	5,086,418
	25 住宅費	2,119,130	△490,014	1,629,116
50	消防費	3,655,830	△210,362	3,445,468
	5 消防費	3,655,830	△210,362	3,445,468
55	教育費	8,870,143	△437,185	8,432,958
	5 教育総務費	2,683,144	△131,917	2,551,227
	10 小学校費	2,676,960	△29,189	2,647,771
	15 中学校費	834,147	△21,961	812,186
	20 社会教育費	2,264,596	△239,621	2,024,975
	25 保健体育費	411,296	△14,497	396,799
60	公債費	4,120,622	△21,915	4,098,707
	5 公債費	4,120,622	△21,915	4,098,707
65	諸支出金	3,644	257	3,901
	5 土地開発公社費	3,644	257	3,901
歳 出 合 計		78,428,500	1,370,738	79,799,238

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
10 総務費	05 総務管理費	城廻市有地 擁壁補強事業	千円 934,703	6	千円 0	千円 669,900	6	千円 0
				7	747,762		7	334,950
				8	186,941		8	334,950
20 衛生費	10 清掃費	名越中継施設 整備事業	5,558,250	6	9,928	5,542,396	6	9,928
				7	1,556,859		7	492,740
				8	967,259		8	352,930
				9	1,850,366		9	1,886,268
				10	1,173,838		10	2,800,530
55 教育費	05 教育総務費	第一中学校 通学路法面 整備事業	449,488	5	0	395,825	5	0
				6	151,703		6	151,703
				7	214,069		7	197,317
				8	83,716		8	46,805

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
20 衛生費	10 清掃費	鎌倉市名越クリーンセンター 防火水槽設計業務委託事業	千円 8,250
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 市道 023-000 号線外 (西鎌倉二丁目2番先外)	26,917
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 市道 205-039 号線外 (大船六丁目9番先外)	96,338
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 市道 015-000 号線外 (七里ガ浜二丁目20番先外)	102,828
45 土木費	20 都市計画費	東勝寺橋ひぐらし公園復旧事業	27,588
50 消防費	05 消防費	大船消防署電気設備修繕事業	2,239
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校の設置に係る 外構整備事業	40,650
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校の設置に係る外構 工事監理業務委託事業	1,954
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉武道館電気設備修繕事業	8,910

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業費 (市道204-044号線外)	令和6年度から 令和7年度まで	126,995 千円
モニタリング支援 業務委託事業費	令和6年度から 令和10年度まで	22,660

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 17,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 51,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清掃施設整備事業費	34,800	同 上	同 上	同 上	32,400	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	695,500	同 上	同 上	同 上	590,800	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	179,800	同 上	同 上	同 上	142,600	同 上	同 上	同 上
公営住宅建設事業費	1,018,400	同 上	同 上	同 上	792,900	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	1,013,100	同 上	同 上	同 上	667,500	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	998,200	同 上	同 上	同 上	1,021,300	同 上	同 上	同 上
合 計	4,486,900				3,828,400			

議案第 81 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第10号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,849,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	14,501,349	3,850	14,505,199
	10 国庫補助金	5,226,804	3,850	5,230,654
75	繰入金	3,824,705	46,715	3,871,420
	5 基金繰入金	3,639,543	46,715	3,686,258
歳 入 合 計		79,799,238	50,565	79,849,803

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	11,044,154	8,824	11,052,978
	5 総務管理費	9,558,078	4,974	9,563,052
	15 戸籍住民基本台帳費	551,940	3,850	555,790
15	民生費	33,751,555	7,104	33,758,659
	5 社会福祉費	17,470,343	7,104	17,477,447
55	教育費	8,432,958	34,637	8,467,595
	10 小学校費	2,647,771	34,637	2,682,408
歳 出 合 計		79,799,238	50,565	79,849,803

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	15 戸籍住民費 基本台帳費	戸籍情報総合システム 氏名の振り仮名記載 一括処理対応業務委託事業	千円 3,850
55 教育費	10 小学校費	御成小学校給食室・特別支援教室 冷暖房設備更新事業	34,637

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
歴史的風致維持向上計画 (第2期計画)の策定支援 業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 9,120

議案第 82 号

令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,404 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,596 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	12,700	△2,652	10,048
	5 他会計繰入金	12,700	△2,652	10,048
15	繰越金	1,000	1,248	2,248
	5 繰越金	1,000	1,248	2,248
歳 入 合 計		21,000	△1,404	19,596

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	20,000	△1,404	18,596
	5 事業費	20,000	△1,404	18,596
歳 出 合 計		21,000	△1,404	19,596

議案第 83 号

令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,491 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,841,591 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,000,294	36,045	4,036,339
	5 国民健康保険料	4,000,294	36,045	4,036,339
20	国庫支出金	19,188	1,107	20,295
	10 国庫補助金	19,188	1,107	20,295
30	県支出金	11,093,543	△55,670	11,037,873
	3 県負担金・補助金	11,093,543	△55,670	11,037,873
40	繰入金	1,691,317	△133,502	1,557,815
	5 他会計繰入金	1,451,317	△133,502	1,317,815
45	繰越金	2,000	173,511	175,511
	5 繰越金	2,000	173,511	175,511
50	諸収入	16,034	△3,000	13,034
	5 延滞金及び過料	10,002	△3,000	7,002
歳 入 合 計		16,823,100	18,491	16,841,591

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	445,152	△148,916	296,236
	5 総務管理費	368,671	△155,120	213,551
	10 徴収費	75,823	6,204	82,027
10	保険給付費	10,785,390	△10,004	10,775,386
	20 出産育児諸費	50,021	△10,004	40,017
11	国民健康保険事業費納付金	5,395,563	0	5,395,563
	5 医療給付費分	3,571,136	0	3,571,136
	10 後期高齢者支援金等分	1,309,567	0	1,309,567
25	保健事業費	168,073	0	168,073
	3 特定健康診査等事業費	156,707	0	156,707
27	基金積立金	722	175,511	176,233
	5 基金積立金	722	175,511	176,233
30	諸支出金	18,200	1,900	20,100
	5 償還金利子及び還付加算金	18,200	1,900	20,100
35	予備費	10,000	0	10,000
	5 予備費	10,000	0	10,000
歳 出 合 計		16,823,100	18,491	16,841,591

議案第 84 号

令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
50 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地 取得事業	千円 45,687
50 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地 建物等移転補償事業	43,780

議案第 85 号

令和 6 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,035,269 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,803,469 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,416,242	89,336	4,505,578
	5 国庫負担金	3,190,580	114,072	3,304,652
	10 国庫補助金	1,225,662	△24,736	1,200,926
20	県支出金	2,618,259	48,646	2,666,905
	5 県負担金	2,537,382	50,851	2,588,233
	15 県補助金	80,877	△2,205	78,672
25	支払基金交付金	4,916,580	167,319	5,083,899
	5 支払基金交付金	4,916,580	167,319	5,083,899
30	財産収入	1,178	577	1,755
	5 財産運用収入	1,178	577	1,755
40	繰入金	3,184,755	294,930	3,479,685
	5 一般会計繰入金	2,884,386	59,984	2,944,370
	10 基金繰入金	300,369	234,946	535,315
45	繰越金	11,198	434,461	445,659
	5 繰越金	11,198	434,461	445,659
歳 入 合 計		18,768,200	1,035,269	19,803,469

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	429,626	△24,662	404,964
	5 総務管理費	429,626	△24,662	404,964
10	保険給付費	17,624,495	645,593	18,270,088
	5 介護サービス等諸費	17,624,495	645,593	18,270,088
12	地域支援事業費	621,333	34,372	655,705
	5 地域支援事業費	621,333	34,372	655,705
25	基金積立金	10,981	171,943	182,924
	5 基金積立金	10,981	171,943	182,924
30	諸支出金	81,565	208,023	289,588
	5 償還金及び還付加算金	10,201	103,240	113,441
	10 繰出金	71,364	104,783	176,147
歳 出 合 計		18,768,200	1,035,269	19,803,469

議案第 86 号

令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 595,740 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,140,740 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,908,603	329,119	4,237,722
	5 後期高齢者医療保険料	3,908,603	329,119	4,237,722
10	繰入金	2,607,396	△164,678	2,442,718
	5 一般会計繰入金	2,607,396	△164,678	2,442,718
15	繰越金	2,000	431,299	433,299
	5 繰越金	2,000	431,299	433,299
歳 入 合 計		6,545,000	595,740	7,140,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	106,300	△14,359	91,941
	5 総務管理費	106,300	△14,359	91,941
10	広域連合納付金	6,422,700	602,084	7,024,784
	5 広域連合納付金	6,422,700	602,084	7,024,784
15	諸支出金	14,000	8,015	22,015
	10 繰出金	1,000	8,015	9,015
歳 出 合 計		6,545,000	595,740	7,140,740

議案第 87 号

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計

補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	216,859千円	△88,523千円	128,336千円
-------------	-----------	-----------	-----------

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入

第 1 款 下水道事業収益	7,356,317千円	△83,719千円	7,272,598千円
---------------	-------------	-----------	-------------

第 1 項 営業収益	3,399,746千円	△36,150千円	3,363,596千円
------------	-------------	-----------	-------------

第 2 項 営業外収益	3,956,571千円	△47,569千円	3,909,002千円
-------------	-------------	-----------	-------------

支 出

第 1 款 下水道事業費用	7,268,074千円	△308,682千円	6,959,392千円
---------------	-------------	------------	-------------

第 1 項 営業費用	6,782,254千円	△302,904千円	6,479,350千円
------------	-------------	------------	-------------

第 2 項 営業外費用	480,820千円	△5,778千円	475,042千円
-------------	-----------	----------	-----------

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1,422,812千円は、過年度分損益勘定留保資金592,080千円及び当年度分損益勘定留保資金830,732千円で補填するものとする。」を「資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1,064,543千円は、過年度分損益勘定留保資金20千円及び当年度分損益勘定留保資金1,064,523千円で補填するものとする。」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的收入	1,779,016千円	252,185千円	2,031,201千円
第1項 企業債	527,400千円	△81,800千円	445,600千円
第2項 他会計補助金	1,220,235千円	333,985千円	1,554,220千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,201,828千円	△106,084千円	3,095,744千円
第1項 建設改良費	370,802千円	△106,084千円	264,718千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 527,400	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は翌年度 繰り越す ことができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 政府資金 及び地方 公共金融 機構につ いて、利 率の直し を行った 後は、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その貸付 条件によ り、銀行 その他の 場合は、 借入れの 日から据 置期間を 含め、40 年以内償 還する。な お、都府 市により 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、も しくは繰 上償還ま たは低利 に借換す ることができる。	千円 445,600	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は翌年度 繰り越す ことができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 政府資金 及び地方 公共金融 機構につ いて、利 率の直し を行った 後は、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その貸付 条件によ り、銀行 その他の 場合は、 借入れの 日から据 置期間を 含め、40 年以内償 還する。な お、都府 市により 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、も しくは繰 上償還ま たは低利 に借換す ることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	379,506千円	△55,416千円	324,090千円

令和7年(2025年)2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計

補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	----------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	128,336千円	13,329千円	141,665千円
（ 2 ） 処理場事業費	44,000千円	148,000千円	192,000千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,064,543千円は、過年度分損益勘定留保資金20千円及び当年度分損益勘定留保資金1,064,523千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,085,272千円は、過年度分損益勘定留保資金20千円及び当年度分損益勘定留保資金1,085,252千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	----------	---------	-----

収 入

第 1 款 資本的収入	2,031,201千円	140,600千円	2,171,801千円
第 1 項 企業債	445,600千円	66,600千円	512,200千円
第 3 項 国庫補助金	22,000千円	74,000千円	96,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出 3,095,744千円 161,329千円 3,257,073千円

第 1 項 建設改良費 264,718千円 161,329千円 426,047千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、
期間及び限度額を次のとおり補正する。

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
山崎下水道終末処理場再構築基本設計（耐震実施設計）事業費（令和 6 年度設定分）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 78,320

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 445,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 512,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 11 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和５年（２０２３年）３月９日、鎌倉市稲村ガ崎三丁目３番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 10,460円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [redacted]
[redacted]
[redacted] |
| 3 | 処分の日 | 令和7年（2025年）1月15日 |